

与那原マリーナへの米軍艦船入港に対する意見書

去る10月29日（金）、11月9日（木）、11月16日（木）の3回にわたり、米軍艦船が給油を目的に与那原マリーナに入港した。

同マリーナは、沖縄県の港湾施設であるが民間事業者へ指定管理を委託しており、指定管理者は米軍からの使用依頼に対し、県土木建築部港湾課へ相談したところ、「給油だけなら問題ない」との回答のもと使用を許可している。

県によると、緊急時以外の民間港湾使用は自粛すべきだとの方針だが、部局間の連携が不十分だったため、担当者レベルまで浸透されず、使用が許可され、マリーナ内で給油が実施された。

西原町は与那原マリーナに隣接しており、米軍艦船が同マリーナ施設利用のため沿岸を航行すると、町民の生命と安全性が危惧される。

よって、西原町議会は、町民の生命と安全性の確保から、下記事項について要請する。

記

1. いかなる場合でも民間港湾施設の使用自粛を求める
2. 町民の生命と安全性の確保から緊急性の基準を明確にすること
3. やむを得ず入港を許可する場合、本町及び各関係団体への周知、情報共有を必ず行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5（2023）年12月15日

沖縄県西原町議会

宛て先

沖縄県知事 玉城康裕